

○美里町議会報告会実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、美里町議会基本条例（令和5年条例第25号）第17条第2項の規定に基づき設置する議会報告会（以下〔報告会〕という。）の運営について必要な事項を定める。

(開催時期等)

第2条 議会報告会は、当初予算を議決後、概ね1か月後から2か月以内とする。
ただし、議員改選が行われた年度の報告会においては、この限りではない

2 報告会は、小学校区域等の地区において開催する。

(報告会の内容)

第3条 報告会の内容は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 議会の活動状況
- (2) 予算等の審議状況
- (3) その他重要と思われる事項

(報告会の公表等)

第4条 報告会の結果報告は、速やかに報告書を作成し議長に提出する。

2 前項の報告書は、内容等を常任委員会で調査すべき事項か町との協議が必要な事項かを全員協議会等で検討する。

3 報告書で町行政に対する要望、提言で重要なものについては、議長から町長に文書で送付し回答を求める。

4 報告会の検討結果をとりまとめて報告書を作成し各行政区に配布するとともにホームページ等に掲載する。

(その他)

第5条 この要綱に定めるものの他、議会報告会の運営その他必要な事項は、議長が定める。

附則

この要綱は、令和5年11月1日から施行する。